

福井県文書館年報

第1号

平成15年度

福井県文書館

目 次

文書館の概要

1	設置の目的.....	1
2	建設の経緯.....	1
3	施設の概要.....	2
平成15年度事業の概要		
1	組 織.....	5
2	平成15年度当初予算の概要.....	5
3	平成15年度の主な事業内容	
(1)	一般管理運営	
	ア 文書館運営懇話会.....	5
	イ 文書館情報システム.....	6
	ウ 収集資料のくん蒸業務.....	7
(2)	調査研究事業	
	ア 記録資料アドバイザーの設置.....	7
	イ 資料調査員の設置.....	8
	ウ 「福井県文書館研究紀要」の発刊.....	9
	エ 「福井県文書館資料目録」の発刊.....	9
(3)	収集保存事業	
	ア 収蔵資料数.....	10
	イ 公文書関係.....	10
	ウ 古文書関係.....	11
(4)	閲覧利用事業	
	ア 月別文書館利用者数.....	12
	イ 歴史的公文書公開数.....	12
	ウ フィルム等の貸与・複製.....	13
	エ 古文書複製本公開許諾依頼結果.....	14
(5)	普及啓発事業	
	ア 講座・講演会等開催.....	16
	イ 閲覧室展示.....	17
4	福井県文書館業務日誌.....	18

関係法令

1 公文書館法.....	23
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例.....	25
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則.....	28
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱.....	31
5 福井県文書館文書等利用要綱.....	34
利用案内	37

文書館の概要

1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

2 建設の経緯

平成7年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）
平成8年度	福井県立図書館との併設を決定
平成9年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計 埋蔵文化財試掘調査
平成10年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成11年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成12年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成12年11月）
平成13年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする
平成14年度	建物本体工事完成（平成14年8月） 外構工事完成（平成14年11月） 開館（平成15年2月1日）

3 施設の概要

設置場所 福井市下馬町51 - 11

敷地面積 70,246㎡

施設形態 福井県立図書館との併設

施設規模 延床面積 18,436㎡ (文書館3,119㎡ 図書館15,317㎡)

建物構造 鉄骨造および鉄筋コンクリート造

地上2階 (図書館書庫地上5階) 地下1階

建設経費一覧

(単位：千円)

	9年度	10年度	12年度	13年度	14年度	合計
プロポーザル	375					375
基本設計	15,046					15,046
地質調査	2,398					2,398
実施設計		34,639				34,639
建設工事			122,658	797,282	589,912	1,509,852
備品購入					43,249	43,249
合計	17,819	34,639	122,658	797,282	633,161	1,605,559

文書館と図書館の建設事業費 (建設工事 + 外構工事)

	12年度	13年度	14年度	合計
文書館	122,658	797,282	589,912	1,509,852
図書館	604,499	3,929,250	2,918,604	7,452,353
合計	727,157	4,726,532	3,508,516	8,962,205
財源 一般 1 / 4 起債 3 / 4				

土地取得費 5,445,525千円 (不動産鑑定、測量除く)

主な施設

階	部屋名	面積(㎡)	主な使用目的
1	閱覧室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研修室	82	古文書読解講座などの講座を開催
1	事務室	202	文書館職員の執務室
1	館長室		館長の執務室
1	調査研究室		収集した公文書、古文書などの整理、補修、目録作成
1	荷解室	66	収集した公文書、古文書などの梱包を解く
1	くん蒸室	23	収集した公文書、古文書などの殺虫、殺カビを行う
1	撮影室	57	収集した公文書、古文書などの撮影、デジタル画像化を行う
1	第1書庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第4書庫		古文書複製本を保存する
2	第2書庫	536	保存年限20年以上の公文書を保存する
2	第3書庫		行政資料を保存する
2	一般書庫(フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴重書庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合計		3,119	

施設・設備の使用料

施設

区分	金額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研修室	2,500円	4,100円	6,600円

設 備

区 分	単 位	算定基礎	金 額
マイクロホン	1 本	1 回 5 時間以内	120円
	1 本	1 時間増すごとに	24円
ワイヤレス マイクロホン	1 本	1 回 5 時間以内	220円
	1 本	1 時間増すごとに	44円

文書館情報システム開発の経緯

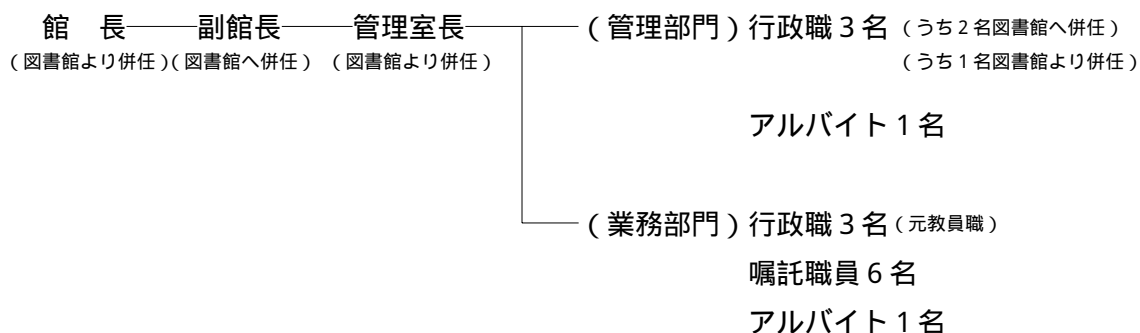
平成12年度 公募公告（平成12年 5 月）
プレゼンテーション・契約（平成12年 7 月）
概要設計
平成13年度 詳細設計・プログラム作成
平成14年度 総合テスト

主な購入備品

貴重書庫内の木製固定書架一式 1,990万円
すきばめ機 一式 665.7万円

平成15年度事業の概要

1 組織 (平成15.6.23現在)



2 平成15年度当初予算の概要

文書館一般管理運営費	58,492千円
文書館各種事業運営費	11,646千円
緊急地域雇用特別基金事業費	22,699千円
合 計	92,837千円

3 平成15年度 of 主な事業内容

(1) 一般管理運営

ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

福井県文書館運営懇話会委員 (平成16.3.12現在)

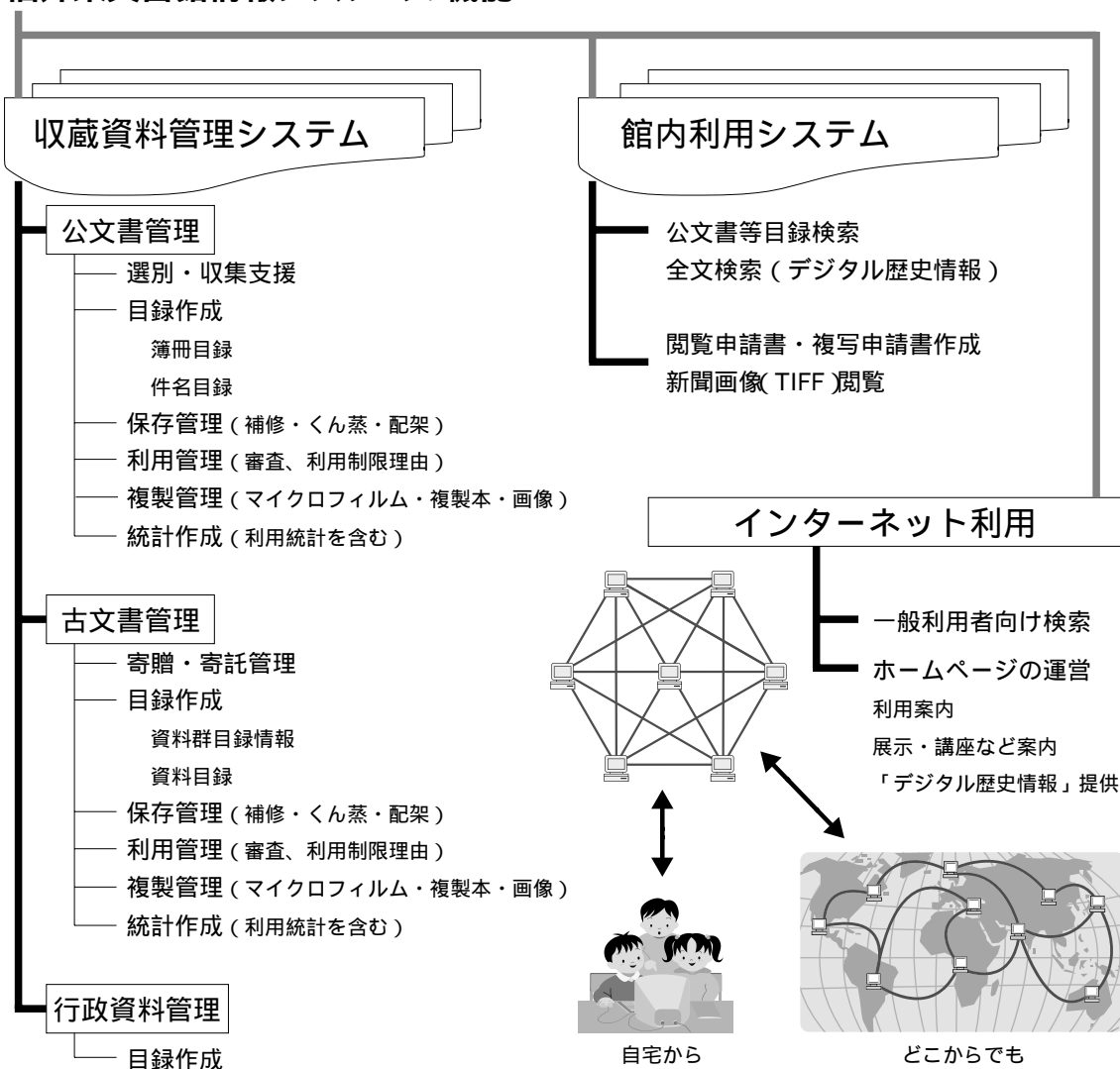
分 野	氏 名
学 校 関 係	斎藤 忠征
市町村関係	高木 久史
企 業 関 係	安間 敏彦
一般(嶺北)	築山 桂
一般(嶺南)	相津 幸子

- 日 時 平成16年 3月25日(木) 13:30~16:00
- 場 所 県立図書館大会議室
- 出席者 運営懇話会委員
- 内 容 ・文書館の概要について
 ・15年度普及啓発事業について
 ・16年度普及啓発事業について

イ 文書館情報システム

福井県文書館では、収集する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録情報に加え、福井県の歴史資料に関するデジタルコンテンツをインターネットによって広く情報提供を行っている。

福井県文書館情報システムの機能



ウ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施月日	使用薬剤	業務形態
くん蒸車によるくん蒸	1回	8 / 4 ~ 7	エキボン	委託
くん蒸庫によるくん蒸	7回	随時	エキボン	委託

(2) 調査研究事業

ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため、設置する。

記録資料アドバイザー名簿（平成15.4.1現在）

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学教授	館野 和己
中世	福井大学教授	松浦 義則
近世	京都大学文学部大学院 大学文書館教授	藤井 讓治
近現代	福井大学助教授	木村 亮

第1回アドバイザー会議

日時 平成15年9月4日（木） 13：30～16：00

場所 県立図書館大会議室

出席者 アドバイザー

内容 ・文書受入・調査について
・公開許諾作業について
・閲覧・講座等について

第2回アドバイザー会議

日時 平成16年3月4日（木） 13：30～16：00

場所 県立図書館大会議室

出席者 アドバイザー

内容 ・資料調査計画、研究紀要について
・資料撮影方法について
・利用状況について
・講座、所蔵資料目録、展示・講演会、県史叢書について

イ 資料調査員の設置

福井県内に存在する歴史資料として重要な歴史的公文書や古文書、その他の記録史料の円滑な収集を行うため、設置する。

資料調査員名簿（平成15.4.1現在）

地区名	現 職	氏 名
福 井 坂 井	丸岡町立図書館長	松原 信之
	福井工業大学講師	藤野 立恵
	県文化財保護審議会委員	舟澤 茂樹
奥 越	大野市史編さん委員長	加藤 守男
	勝山文化財保護委員	増田 公輔
	勝山高校教諭	山田 雄造
丹 南	武生市史編さん室長	真柄 甚松
	元県史編さん調査執筆員	吉田 叡
	朝日町史編さん委員	山本 孝衛
嶺 南	敦賀短期大学講師	*岡田 孝雄
	小浜市歴史遺産振興室長	杉本 泰俊
	三方高校教頭	中島 嘉文

*平成15.9死去

資料調査員会議

日 時 平成16年3月28日（日） 13：30～16：00

場 所 県立図書館大会議室

出席者 資料調査員

内 容 ・15年度収集保存事業について

・16年度収集保存事業について

ウ 「福井県文書館研究紀要第1号」の発刊

目次

創刊にあたって	館長 佐々木 正 博
福井県文書館 開館記念講演	
江戸幕府の地域把握について	
- 徳川將軍発給の領知判物・朱印状 -	藤 井 讓 治
論 文	
近世越前・若狭の自立を求める女性たち	
- 離縁を中心に -	山 田 雄 造
幕末維新期の福井藩政改革と藩校	
- 地方教育史研究の視点から -	熊 澤 恵 里 子
国際標準記録史料記述の一般原則：ISAD(G)と方法としてのコンテクスト	
- 目録記述の目的と方法 -	柳 沢 芙 美 子
資料紹介	
日野川・足羽川改修図（野理五家文書）	吉 田 健
岩崎左近家文書（大飯町）	吉 川 喜 代 江

エ 「福井県文書館資料目録 第1集 古文書1 資料群」の発刊

平成16年3月現在、当館で閲覧利用できる家、団体、個人など656資料群（福井県の歴史的公文書を除く）に関する目録であり、資料群ごとに年代、数量、作成主体の組織歴・履歴、概要などを記述している。また巻末に当館が収蔵する複製資料群のうち整理、目録の作成が終了していない約1,200件資料群の一覧を掲載した。

目次

目録活用のために

凡例

細目次

資料群目録

A 福井市 / B 吉田郡 / C 坂井郡 / D 丹生郡 / E 武生市 / F 鯖江市 /

G 今立郡 / H 南条郡 / I 大野市 / J 勝山市 / K 足羽郡 / L 大野郡 /

M 敦賀市 / N 三方郡 / O 小浜市 / P 遠敷郡 / Q 大飯郡 / X 県外

未整理資料群一覧

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数 (平成16.3.31現在)

	所蔵公文書等	%	目録の公開状況	%
公文書	14,639	100	1,854	13
古書・古文書	224,000	100	120,728	54
刊行物	9,287	100	8,891	96
図書等				
計	247,926	100	131,473	53

イ 公文書関係

歴史的公文書収蔵冊数 (～平成8年度受入分)

部局名	冊数	部局名	冊数
総務部	2,345	出納事務局	36
県民生活部	374	企業局	63
福祉環境部	1,274	教育庁	175
産業労働部	311	選挙管理委員会	1
農林水産部	4,041	人事委員会	50
土木部	1,838	合計	10,508

平成9年度以降受入分については、未整理のため未計上。

ウ 古文書関係

調査・撮影 マイクロフィルム・デジタルカラー撮影

家番号	家名	資料群の性格	点数	備考
I 0155	麦屋文書	大野商家(酒造業)	1,326	許諾済
I 0034	砂田弘太郎文書	庄屋(大野)	68	2次調査
A 0159	浜礼子(出淵家)家文書	福井藩家臣	6	
B 0035	山室屋文書	松岡商家	546	許諾済
A 0160	毛利五左衛門家文書	森田商家	284	許諾済
X 0138	美濃屋文書	福井商家	9	
F 0060	大嶋泰家文書	(屏風下張り)	191	許諾済
E 0121	竹内幹雄家文書	村役人	39	許諾済
O 0506	本境寺文書	寺院	516	2次調査
E 0077	岡崎一郎文書	旗本金森氏家臣	424	2次調査
J 0124	多田真澄家文書	庄屋(勝山)	168	
J 0116	増田公輔家文書	野向村役場	8	2次調査
J 0021	比良野八郎右衛門家	大庄屋(勝山)	1	2次調査
X 0141	中井大右衛門家文書	旗本金森氏家臣	25	許諾済

寄贈・寄託文書

家番号	家名	区分	点数	備考
Q 0064	岩崎左近家文書	寄贈	141	
X 0140	白石健二撮影・収集写真	寄贈	231	撮影なし
X 0139	出淵家文書	寄贈	16	
A 0158	西川秀男文書	寄贈	57	
J 0125	大上範男家文書	寄贈	2	
C 0510	津田彦次家文書	寄贈・寄託	2	
F 0509	藪利和文庫	寄託	3,118	撮影なし
D 0008	相木惣兵衛家文書	寄託	100	
A 0546	東郷重三文書	寄託	1,363	撮影なし、制限あり
C 0044	土屋豊孝家文書	寄託	907	
G 0024	飯田広助家文書	寄託	約2,500	整理継続中

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

月	総 日数	開館 日数	利 用 (入場) 者 数 (人)	1日あた り利用 者数 (人/日)	利用力 一ド作 成者数 (人)	閲 覧 申 込 者 数 (人)	閲覧申込点数(点)							1日あた り閲覧申 込点数 (点/日)	ホームペ ージアク セス件数 (件)	1日平均 アクセ ス件数 (件/日)
							総数	歴史的 公文書	古文書	行政 刊行物	新聞 記事	県報	その他			
2	28	22	1,849	84.0	93	38	168	0	76	1	90	1	0	7.6	(不明)	(不明)
3	31	24	748	31.2	43	40	308	2	274	18	14	0	0	12.8	(不明)	(不明)
4	30	24	305	12.7	26	23	615	0	569	14	32	0	0	25.6	35,502	1,183
5	31	28	415	14.8	24	26	363	0	235	28	95	5	0	13.0	33,612	1,084
6	30	24	494	20.6	22	21	126	0	113	6	0	0	7	5.3	47,829	1,594
7	31	25	453	18.1	32	23	182	0	96	24	58	0	4	7.3	53,957	1,741
8	31	26	556	21.4	28	39	1,311	0	754	300	257	0	0	50.4	63,797	2,058
9	30	23	317	13.8	22	41	722	0	654	34	32	0	2	31.4	112,617	3,754
10	31	26	547	21.0	15	37	1,451	0	1,208	24	26	19	174	55.8	64,671	2,086
11	30	26	453	17.4	17	36	2,936	4	208	18	1,573	1,086	47	112.9	65,817	2,194
12	31	22	241	11.0	20	34	857	13	748	80	8	2	6	39.0	70,570	2,276
1	31	22	291	13.2	18	39	1,902	16	1,620	144	110	11	1	86.5	74,536	2,404
2	29	23	991	43.1	47	53	909	0	640	24	143	0	102	39.5	62,683	2,161
3	31	25	354	14.2	29	34	368	2	318	15	1	0	32	14.7	51,569	1,664
計	425	340	8,014	23.6	436	484	12,218	37	7,513	730	2,439	1,124	375	40.1	737,160*	2,014.1*

*2-3月含まず。

4月~	366	294	5,417	18.4	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014.1
-----	-----	-----	-------	------	-----	-----	--------	----	-------	-----	-------	-------	-----	------	---------	---------

イ 歴史的公文書公開数

部 局 名	冊 数	部 局 名	冊 数
総 務 部	586	企 業 局	4
県 民 生 活 部	28	教 育 庁	21
福 祉 環 境 部	231	監 査 委 員	1
産 業 労 働 部	26	人 事 委 員 会	25
農 林 水 産 部	578		
土 木 部	354	合 計	1,854

ウ フィルム等の貸与・複製

機関名等	フィルム等	貸与・複製	数 量	備 考
武生市教育委員会	マイクロフィルム	複製	5 リール	自治体史編さん
美浜町教育委員会	写真フィルム	貸与	1 点	『国吉城址史跡調査及び公園整備計画策定事業調査報告書』掲載
勝山町教育委員会	マイクロフィルム	貸与・複製	92リール	自治体史編さん
大野市教育委員会	マイクロフィルム	貸与・複製	7 リール	自治体史編さん
小松市史編纂室	電子複写	複製		自治体史編さん
敦賀市立博物館	写真フィルム	貸与	1 点	企画展「芭蕉翁杖跡展 北国日和定なき」図録掲載
大野市教育委員会	マイクロフィルム	貸与・複製	24リール	自治体史編さん
若狭路博2003 実行委員会	写真	貸与	1 点	若狭路博2003歴史館に展示
大野市教育委員会	写真フィルム	貸与・複製	17点	自治体史編さん
国土交通省近畿整備 局福井河川国道事務 所	写真	貸与	15点	若狭路博2003歴史館に展示
鳥越村一向一揆歴史 館	マイクロフィルム	貸与	1 リール	特別展「一向一揆と 白山信仰」展示
福井県立若狭歴史民 俗資料館	マイクロフィルム	貸与・紙焼き	8 リール	調査研究、教育普及
大野市教育委員会	マイクロフィルム	貸与・複製	1 リール	自治体史編さん
福井県立若狭歴史民 俗資料館	マイクロフィルム	貸与・紙焼き	1 リール	調査研究、教育普及
福井県教育庁文化課	写真フィルム	貸与	1 点	『福井県歴史の道調査 報告書』第4集掲載
吉川弘文館	写真	貸与	1 点	『街道の日本史』第28巻 加賀・越前と美濃街道掲載
福井市史編さん室	写真	貸与	1 点	『福井市史』通史編3掲載
美浜町	マイクロフィルム	貸与・複製	3 点	『わかさ美浜町誌』 美浜の文化第8巻掲載

工 古文書複製本公開許諾依頼結果

公開許諾済

市町村等	家番号	家名	点数
福井市	A0037	岡崎善兵衛家	229
	A0066	山本仁輔家	120
	A0087	山本武家	19
	A0120	森英三家	107
	A0511	小稻津区有	1
	A0529	心月寺	3
吉田郡	B0001	豊島茂家	155
	B0009	中浄法寺区有	1
	B0023	渡辺忠左衛門家	59
	B0024	柚木嘉夫家	3
坂井郡	C0065	矢尾眞雄家	188
丹生郡	D0024	高松秀夫家	381
	D0034	気比庄区有	140
武生市	E0059	藤井好宣家	62
	E0060	一老嵯峨徳太郎家	3
	E0068	大屋区有	59
鯖江市	F0501	桑原喬家	115
今立郡	G0018	古川木戸兵衛家	92
	G0019	津田道弘家	35
	G0031	永田三郎兵衛家	71

市町村等	家 番 号	家 名	点 数
今 立 郡	G0506	矢部宮秋家	5
	G0511	善玖寺	9
南 条 郡	H0043	鵜甘神社	35
大 野 市	I 0128	篠座神社	13
勝 山 市	J 0023	原藤右衛門家	104
	J 0066	平沢善兵衛家	13
	J 0072	黒原区有	103
	J 0073	花田庄兵衛家	16
	J 0075	久保弥次右衛門家	24
	J 0076	横山定右衛門家	9
	J 0090	笠川喜多右衛門家	153
足 羽 郡	K 0029	富田忠左衛門家	151
機 関	A 0069	福井大学附属図書館	567
	A 0116	福井大学附属図書館 高島文庫	44
	A 0115	福井大学附属図書館 大野大庄屋	35
	A 0067	福井県立図書館 (石倉家旧蔵)	1,528
	A 0136	福井県立図書館 (内藤家旧蔵)	3
	A 0142	福井県立図書館 (森家旧蔵)	1,478
合 計		38家	6,133

公開許諾者不明

市町村等	家番号	家名	点数
福井市	A0049	中村綱吉家	1

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等開催

古文書入門講座 はじめて古文書を読んでもみようという方に

- ・ 6月22日(日) 「版本で入門の入門」『小学読本巻1』、『世界国尽』など
- ・ 6月29日(日) 「家の古文書を読んでもみよう」 祝儀覚、村送り状など
- ・ 7月6日(日) 「村方文書に親しむ」 太閤検地帳、領知宛行状など
- ・ 7月13日(日) 「愉しみながら読む」 俳諧『柳多留』など

時間：13：30～15：30 場所：文書館研修室 参加者：42名

資料保存研修会「紙資料の保存と管理」

日時：7月16日(水) 13：30～16：30 場所：県立図書館小集会室

対象：資料保存利用機関、市町村史編さん関係者、文書管理担当者

講師：金山正子氏(財)元興寺文化財研究所研究員)

内容：(講義)紙資料の劣化と保存環境、保護措置、状態調査と保存の計画

(実習)紙資料表面のpH値測定と脱酸処理、破れや虫損の繕い、こよ
り作りなど

参加者：32名

古文書読解講座 もっと古文書について知りたいという方に

「元禄期の太閤日記を読む」(土屋豊孝家文書)

・ 10月26日(日)

・ 11月2日(日)

・ 11月9日(日)

時間：13：30～15：30 場所：文書館研修室 参加者：35名

「越前・若狭の古文書 古文書学入門」

日時：11月16日(日) 13：30～15：30

場所：県立図書館小集会室

講師：隼田嘉彦氏(福井大学教育地域科学部教授)

参加者：22名

県史講座

「幕末の福井藩」

日時：1月31日（土）13：30～15：30

場所：文書館研修室

講師：本川幹男氏（福井県文書館）

参加者：44名

「元禄期の越前幕府領」

日時：2月14日（土）13：30～15：30

場所：文書館研修室

講師：藤野立恵氏（福井工業大学）

参加者：35名

講演会 「維新の激動と近代福井の成立」

日時：2月8日（日）13：30～15：30

場所：県立図書館多目的ホール

講師：猪飼隆明氏（大阪大学大学院文学研究科教授）

参加者：110名

イ 閲覧室展示

平成15年2月1日～ テーマ「江戸時代の村から近代の村へ」

江戸時代の越前・若狭の支配領域と現在の市町村域を比較できるようにパネルで示すとともに、典型的な文書資料として、領知判物写、町村制施行時の絵図、町村合併促進法時の福井県庁文書（いずれも原寸大、複製）を展示。

平成16年1月31日～ テーマ「福井県誕生」

1881年（明治14）の福井県誕生にスポットを当て、福井県設置以前の本県域を含む石川県と滋賀県、そして誕生後の福井県の地図をそれぞれパネルで紹介。また、同時に福井県設置の過程や、その後の滋賀県令の動きについて、政府公文書である「公文録」（複製、国立公文書館蔵、重要文化財）を中心に展示。

4 福井県文書館業務日誌（平成15．2．1～平成16．3．31）

- 15．2．1 福井県立図書館・福井県文書館開館記念式典（多目的ホール）
- ” テープカット（エントランスホール）
- ” 福井県文書館開館記念講演会（多目的ホール）
京都大学大学院教授藤井讓治氏「徳川幕府の地域把握」
- 13 栃木県立文書館視察
- 19 「県民サロン」テレビ取材
- 20 中日新聞福井支社取材
- 25 日刊県民福井取材
- 3．5 県財政課長、財政課職員視察
- 6 福井高志ブロック小教研学校図書館部会視察
- 7 県営繕課関係視察
- 13 東京都公文書館視察
- 15 早稲田大学視察
- 18 上志比村文化財保護委員視察
- ” 国文学研究史料館視察
- 19 鯖江市役所視察
- 26 アドバイザー会議開催
- 27 歴史的公文書収集関係打合せ
- 28 県広報広聴課フィルム等搬入
- 30 資料調査員会議開催
- 4．2 読売新聞取材
- 3 池田町東俣飯田広助家文書調査
- 8 歴史的公文書収集
- ” 池田町東俣飯田広助家文書調査
- 10 福井テレビ「ザ・コメンテーター」取材
- 13 金津町前谷土屋豊孝家文書調査
- 15 歴史的公文書収集
- 16 福井テレビ「ザ・コメンテーター」収録
- 22 歴史的公文書収集
- 23 福井テレビ「ザ・コメンテーター」対談分収録
- 25 歴史的公文書収集
- ” くん蒸庫によるくん蒸業務委託入札
- 30 大野市内古文書予備調査

- 5 . 3 特別開館
- 4 特別開館
- 5 特別開館
- 8 福井テレビ報道制作局取材
- 13 大野市本町麦屋文書調査
- 14 優良建築設備工事検査および貴重書庫視察
- " くん蒸庫によるくん蒸（～16日）
- 16 大野市本町麦屋文書調査
- 18 特別開館（第3日曜日）
- 23 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第11回総会および第67回例会出席
- 28 福井北ロータリークラブ視察
- 30 三国町錦津田彦次家資料寄贈依頼
- 6 . 1 若越郷土誌懇談会視察
- 2 三国町錦津田彦次家資料寄託依頼
- 4 石川県総務部総務課等視察
- 5 都道府県・政令指定都市等公文書館長会議出席（～6日）
- 6 東海北陸7県議会総務課長会議視察
- 9 (株)楨総合計画事務所写真撮影
- 12 県政バス視察
- 19 歴史的公文書収集
- 22 第1回古文書入門講座開催
- 25 歴史的公文書収集
- 26 歴史的公文書収集
- 28 県政バス視察
- 29 第2回古文書入門講座開催
- 7 . 1 歴史的公文書収集
- 2 歴史的公文書収集
- " 高校社会問題研究会奥越ブロック研究会視察
- 3 歴史的公文書収集
- 4 歴史的公文書収集
- 6 第3回古文書入門講座開催
- 8 歴史的公文書収集（～12日）
- 9 県政バス視察
- 12 ひまわり読書会視察

- 7 . 13 第 4 回古文書入門講座開催
- 14 歴史的公文書収集（～18日）
- 23 利用制限関係について文書法制室と打合せ
- ” 歴史的公文書搬送作業
- 25 古文書収蔵庫について池田町教育委員会との打合せ
- ” 利用制限関係について文書法制室と打合せ
- 27 (株)楨総合計画事務所写真撮影（～28日）
- 29 県財務企画課視察
- 30 県福井土木事務所所蔵戦後都市計画関係資料確認調査
- 8 . 4 くん蒸車によるくん蒸（～7日）
- 9 岡山県教育委員会教育次長等視察
- 10 朝日町立図書館視察
- 11 雑誌「日経アーキテクチュア」写真撮影
- 13 三国町北本町内田本家予備調査
- 21 県政バス視察
- 24 県政バス視察
- 30 フレンドリーバス運行開始
- 9 . 1 公文書館等職員研修会出席（～5日）
- 4 第1回アドバイザー会議開催
- 5 ISO14001内部審査
- 10 福井市西谷町浜令子家文書調査
- 12 鯖江市別司町大嶋泰家文書調査
- ” 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会例会事前打合せ
- 19 土木管理協会第478回建設技術講習会視察
- 20 島根県立博物館準備室視察
- ” 福井市合谷町片岡五郎兵衛家文書搬入
- 24 県史撮影資料公開許諾依頼
- 26 くん蒸庫によるくん蒸（～28日）
- ” 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第69回例会開催
- ” 県史撮影資料公開許諾依頼
- 30 文書館建築設備完成1年検査
- 10 . 3 鯖江市惜陰小学校2年生見学
- ” 県史撮影資料公開許諾依頼
- 10 福井市木田小学校3年生見学
- 23 東海北陸地区公文書等保存利用機関事務協議会通常総会等出席

- 10 . 26 第 1 回古文書読解講座開催
- 28 くん蒸庫によるくん蒸 (~ 30 日)
- 11 . 2 第 2 回古文書読解講座開催
- " 県政バス視察
- 6 韓国ソウル市立正読図書館視察
- 8 21 世紀のふくいを考える東京・関西合同会議視察
- " 県政バス視察
- 9 第 3 回古文書読解講座開催
- 12 国立公文書館へ企画展示関係調査
- 16 「越前・若狭の古文書 古文書学入門」講座開催
- 18 東北学院大学中央図書館「古田文庫」福井県関係資料所在調査
- 19 第 29 回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会仙台大会出席 (~ 21 日)
- 21 森田町商工会視察
- 26 F B C テレビ「おはよう福井」取材
- 28 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 70 回例会出席
- 12 . 2 滋賀県県民情報室調査
- 5 春江町大牧坪田仁兵衛家調査
- 11 春江町大牧坪田仁兵衛家調査
- 13 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 68 回例会出席
- " 金沢市立玉川図書館調査
- 16 くん蒸庫によるくん蒸 (~ 18 日)
- 24 石川県知事等視察
- 25 春江町大牧坪田仁兵衛家調査
- 16 . 1 . 8 閲覧制限基準等について文書法制室と打合せ
- 14 県広報課「まちかど県政」取材
- 16 石川県立図書館視察
- 21 公文書館実務担当者研究会議出席 (~ 23 日)
- 30 閲覧室展示更新作業
- 31 閲覧室展示更新「福井県誕生」
- " 県史講座「幕末の福井藩」開催
- " 福井新聞、閲覧室展示「福井県誕生」の取材
- 2 . 1 日刊県民福井、閲覧室展示「福井県誕生」の取材
- 3 N H K、閲覧室展示「福井県誕生」の取材
- " くん蒸庫によるくん蒸 (~ 5 日)
- 4 高校社会問題研究会福井ブロック研究会視察

- 2 . 4 立命館大学デジタルアーカイブズ知的財産権関係視察
- 7 県広報課「まちかど県政」、閲覧室展示「福井県誕生」の取材
- 〃 福井テレビ、閲覧室展示「福井県誕生」の取材
- 8 講演会「維新の激動と近代福井の成立」開催
- 11 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会長、北海道立文書館と打合せ
- 14 県史講座「元禄期の越前幕府領」開催
- 18 くん蒸庫によるくん蒸（～20日）
- 27 文書館情報システムメンテナンス（～1日）
- 3 . 2 東京都板橋区公文書館視察
- 4 名古屋大学大学史資料室視察
- 〃 第2回アドバイザー会議開催
- 9 くん蒸庫によるくん蒸（～11日）
- 〃 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第71回例会出席
- 〃 閲覧室閉館案内放送設定
- 10 歴史的公文書収集
- 14 池田町古文書調査
- 16 行政刊行物等搬入
- 17 くん蒸設備保守点検および活性炭交換
- 18 国文学研究史料館視察
- 25 福井県文書館運営懇話会開催
- 28 資料調査員会議開催

関係法令

1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から

ら施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第 4 条第 2 項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法 (昭和 24 年法律第 127 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号の次に次の一号を加える。

7 の 2 公文書館法 (昭和 62 年法律第 115 号) の施行に関すること。

(昭和 63 年 5 月 24 日付政令第 166 号)

2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成14年福井県条例第5号)

(設置)

第1条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録(以下「文書等」という。)を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館(以下「文書館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 別表第一に掲げる施設または設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第8条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部

を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第五条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第五条の承認もしくは第十一条の許可(当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。)の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第五条の承認または第十一条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第五条の承認または第十一条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研 修 室	2,500円	4,100円	6,600円

二 設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マ イ ク ロ ホ ン	1 本	1 回 5 時間以内	120円
		1 時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1 回 5 時間以内	220円
		1 時間増すごとに	44円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	一枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成15年福井県規則第3号)

(平成15年福井県規則第82号 一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例(平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福井県文書館(以下「文書館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に該当する場合を除く。)
- 二 休日の翌日(土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。)
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日(前2号に掲げる日に該当する場合を除く。)
- 四 文書等点検期間として1年につき10日以内で知事が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月(12月を除く。)の第4木曜日(休日に該当する場合にあっては、その翌日)

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第4条 条例第1条に規定する文書等(以下「文書等」という。)は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。

二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。

三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

第6条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書を知事に提出しなければならない。

（使用料等の免除）

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添っ

た事業を主催する場合 使用料に相当する額

二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額

三 国、市町村または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額

2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書を知事に提出しなければならない。

(制限行為の許可の申請)

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可(許可事項変更許可)申請書を知事に提出しなければならない。

(施設等または文書等の損傷または滅失等の届出)

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規定に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および地方公営企業の管理者をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。

(2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。

(3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を文書学事課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他

の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

(1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。

(2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。

(3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

(不要文書の廃棄)

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができる認められる方法により廃棄するものとする。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
 - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
 - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井県域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

- 2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期限は、館長が定める。
- 3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書に利用カードを

添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み 1 回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第6条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあっては原本により、古文書その他の記録にあっては複製資料によりするものとする。

2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。

(文書等の閲覧の場所)

第7条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。

(2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。

(3) 喫煙および飲食をしないこと。

(4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第8条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第9条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(利用相談)

第11条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

(1) 文書等の検索に関する相談

(2) 文書等の内容に関する相談

2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。

- (1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと思われる場合
- (2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展 示)

第12条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

利用案内

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- ・月曜日（国民の祝日は除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、祝日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年未年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、祝日の場合は翌日）

3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 毎週月曜日（祝日は除く）、年未年始（12.28～1.4）を除く毎日

のりば 市内バス5番のりば

経路 福井駅前～福井駅東口～高志高校前～羽水高校前～生活学習館～
県立図書館（県文書館）

（高志高校、羽水高校では、行きは乗車のみ、帰りは降車のみ可能。）

運行時間 平日 8:30～19:00

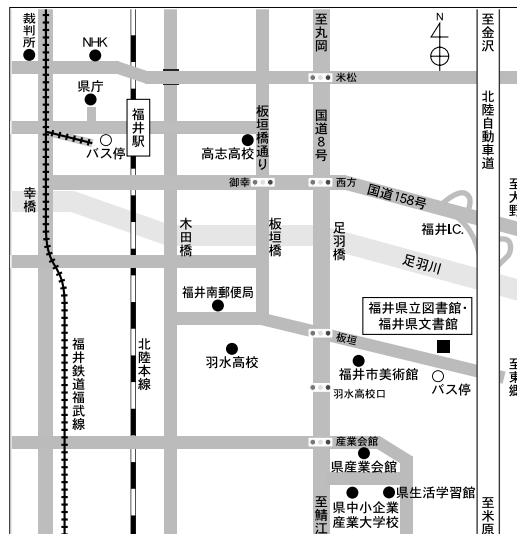
土日祝 8:30～18:00

運行間隔 30分間隔

（5番のりば、県立図書館ともに毎時00分、30分発）

料金 無料

使用車両 路線バスタイプのバス2両で、1両は車椅子用電動リフト付き



福井県文書館年報 第1号
平成15年度

平成16年7月 発行

編集発行 福井県文書館
〒918 8113
福井県福井市下馬町51 11
Tel. 0776 33 8890

印刷 株式会社エクシート
〒919 0482
福井県坂井郡春江町中庄61 32
Tel. 0776 51 5678
